

第3章 UAEにおける政治改革運動と体制の危機認識

2011年の建白書事件を事例に

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

中東研究センター 堀抜功二

1. はじめに

2011年に中東全域でおきた政治・社会変動の波は、アラビア半島の君主制国家（GCC諸国）にも押し寄せた。2月のバハレーン情勢の悪化を発端に、GCC各国で大小様々な政治変動が確認されている。

GCC諸国のなかでは比較的政情が安定していたUAEでさえも、政治改革を求める動きがあった。2011年3月、ハリーファ大統領と首長らに政治改革を求める請願が行われ、インターネット上でも建白書が公開されたのである。そして、建白書の作成に関わったりインターネット上で政治改革を議論していた人物が、相次いで逮捕される事態へと発展した。

これまで、UAEを含むGCC諸国の政治については、レント分配による支配体制の強化・延命という観点からの分析が一つの主流であった。GCC諸国における2011年の政変対応を見ても、体制側は漸進的な政治改革を行うと同時に、経済分配の強化によって問題に対応し、一定の成果を上げることができた〔堀抜 2012b〕国民の経済的要求を満たすことによって、政治的・社会的不満をある程度押さえ込み、体制への挑戦を避けることが可能であることを再確認したと言える。

それでは、GCC諸国のなかでも経済的に充足したUAEにおいて、なぜ国民の間から政治改革を求める声が上がったのであろうか。そして、支配体制は政治改革要求をどのように捉え、対応したのであろうか。本稿では、2011年にUAEでおきた一連の政治改革の動向（以下、政治改革運動）を中心に、UAEの支配体制と国民の関係性の変化を論じることを目的とする。この政治改革運動は、中東政変全体のなかでは小さな事象でしかないが、後から論じるように、UAE政治史においては極めて重要な出来事として位置づけることができる。また、他の中東諸国と比べて政治変動の少ないUAEにとっては、検討すべき貴重な事例であるばかりではなく、支配体制と国民の関係を見ていくための一つの指標となる。

以上を検討するために、第2節では、UAEの政治史を振り返るなかで、支配体制と国民

の関係について見ていく。第3節では、2011年の政治改革運動の流れを記述・分析する。第4節では政治改革運動に関与したアクターの属性や、その背景を論じる。最後に、結論をまとめる。

2. UAEにおける支配体制と国民の関係：政治史上の位置づけ

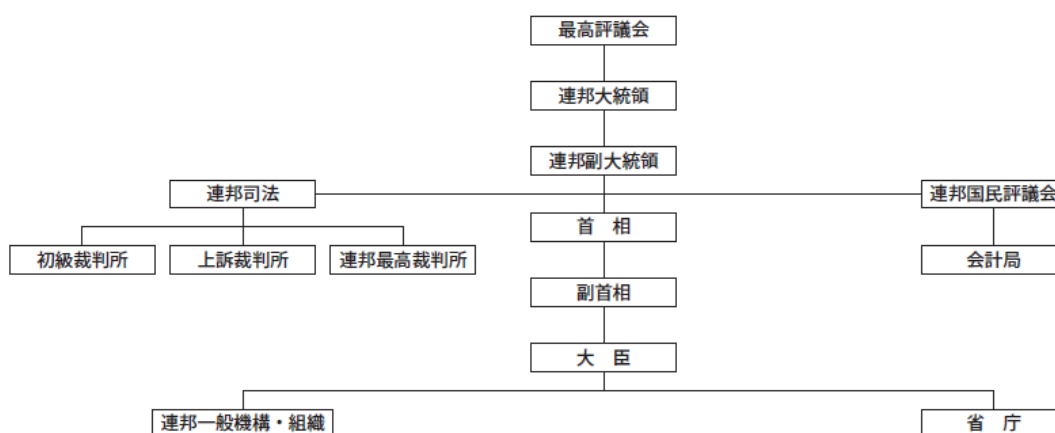
はじめに、2011年の政治改革運動を論じる前提として、それ以前のUAE政治において、支配体制と国民の関係がどのようにものであったのかを確認していく。その上で、両者の関係が規定された背景について検討する。結論から述べると、支配体制と国民の関係は比較的安定しており、UAE研究においても静態的なかたちで描かれてきた¹。

1971年に独立を果たしたUAEは、各地の首長家を中心とする従来の統治体制から、中央政府を中心とする連邦体制へと移行した。UAEの政治システムについて概観すると、最高意思決定機関は7人の首長（首長家内での世襲）から構成される最高評議会である。連邦政府の大統領・副大統領は最高評議会の互選で決まり、大統領が首相を任命し、首相が閣僚評議会（内閣）を組織する。また、議会にあたる連邦国民評議会（FNC）は、全40議席のうち20議席が各首長国において首長により指名され、残りの20議席が選挙によって選出される。ところが、そもそもFNCは政府に対する諮問機関的な役割しか担わず、立法権はない。したがって、一般の国民にとって政治に関与する機会はほとんどないのである。

それでは、このような首長家を中心とする支配体制に対して、これまで国民から何らかの政治的要求はおこらなかったのであろうか。独立後の1970年代後半、国民は政府に対してデモなどを通じて意見表明したことはあった。閣僚評議会とFNCは1979年、共同で最高評議会に対して、連邦体制の強化と議会への立法権付与、不平等な富の分配の解消を求める建白書を出した。そして、全国で市民やUAE大学の学生らが、この建白書を支持するデモを行った [Heard-Bay 2004: 407-409]。ところが、これ以降の国民の政治的意見の表明の

¹ UAEを対象にした政治研究において、主要な研究テーマとは首長家による支配のシステムとその歴史性・持続性の解明であった。建国以前の歴史については、首長家と部族の関係やドバイにおける商人の政治的・経済的な自律性、アラブ民族主義の盛り上がりなどが描かれてきた [大野 1995; Davidson 2008; Heard-Bay 2004]。そして、1971年の独立以降については、UAEの発展過程における政治の制度化や、石油収入と体制の持続性の関係について議論されている [大野 1994; 堀抜 2008; Abdulla 1985; Davidson 2005, 2008, 2009; Taryam 1987; al-Shāhīn 1997]。また、レンティア国家論に代表されるような、支配体制のバーゲニングと政治・経済資源の分配についても、たびたび論じられている [Davidson 2009]。ところが、支配体制と国民の政治的関係については主要なテーマとして扱われていない。それは、首長家とインナーサークル以外の人物が意思決定プロセスから構造的に排除されるような政治システムが形成されたために [Abdulla 1985: 189]、国民の政治参加が極めて限定化されたからであると指摘することができる。

図1. 連邦政府機構図



出典：[al-Shāhīn 1997: 108] を一部修正

実態については、ほとんど明らかになっていない。それは、アブドゥッラーが指摘するように、UAE政治の大きな特徴は国内に有力な政治上の敵対勢力が存在しなかったことが一つの理由であると考えられる。UAEには歴史上、合法的な野党も存在せず、活発で過激な地下組織も存在しなかった。1970年代の主要な対抗勢力も本質的に改革主義者であり組織化されておらず、また対立的ではなかった² [Abdulla 1985: 284-285]。さらに、1980年代に入るとメディアに対する規制が強くなり、1988年には連邦法によってすべての出版物の発行について、政府の許可が義務付けられた [Davidson 2005: 276-277]。また、国内での集会や結社には事実上の制限がある。例えば、労働組合の結成も禁止されており、宗教団体やボランティア組織の設立には政府の許認可が必要になる [Koch 2011: 179]。したがって、国内での政治活動の母体や言論の受け皿は、今日に至るまで未成熟である。

1990年代に入ると、UAEは湾岸戦争という安全保障上の脅威と直面する。内政面では、増え続ける外国人人口や労働力の自国民化、国民と外国人の結婚問題が内政上の課題として強調されるようになった [堀抜 2009a, 2009b]。一方で、建国直後と比べると国民一般も近代化と石油収入の恩恵を広く享受してきたため、ますます支配体制に対する挑戦が起こりにくい状態となっていくと言えるだろう。2004年に建国の父であるザイド大統領が死去すると、後任のハリファ大統領は翌2005年にFNC選挙の実施計画を発表した。そ

² アブドゥッラーは、UAEの改革派勢力として学生組織やイスラーハと呼ばれるイスラーム主義団体をあげている。さらに、将来的な対抗勢力の可能性として、以下の4つのアクターを指摘した。第一に、国内にいるナショナリストであるブルジョアジーやビジネスマン、第二に若手知識人におけるナショナリストと改革派、第三にイスラーム原理主義グループ、第四に軍である [Abdulla 1985: 285-287]。

して、2006年に初めて議会選挙が実施されて、国民の「政治参加」が可能になったのである(ただし、選挙権・被選挙権の範囲が著しく限定されたものではあった)堀抜 2011, 2012]。別言すれば、UAE 史上初めて国民が公然と政治活動に関与する機会となったのである。

ところが、一部の知識人や政府関係者の間では、政治に対する不満やFNCの改革を求める声は根強い。たとえば、改革派の代表といえるイブティサーム・キトゥビーUAE 大学教授は、政府に対する批判的な発言で知られている。2008年にシャルジャ・ラジオの番組ゲストとして呼ばれた際、外国人人口の問題について首長家の無策を批判した [Krane 2009: 258-260]。また、ドバイ警察のダーヒー・ハルファーン長官も、FNCの改革の必要性について言及している [*Gulf News* 5 May 2011]。しかし、このように発言できる人物や意見を述べるチャンネルは限られており、国民一般の意見として捉えることは難しい。

以上のようにUAEの政治史を振り返ると、支配体制を揺るがすような国民からの挑戦はなかった。また、批判や改革要求の対象はあくまで政府と政策であり、首長家とその支配を完全に否定する声は、少なくとも表面上は見られなかった。UAEにおいて、このような支配体制と国民の関係が成立したのは、次の4つの理由を考えることができる。第一に、議会活動や選挙を通じた国民の政治参加の機会が長らく制限されてきたことである。また、FNCは立法権を持たず実体的な政治的権限がないため、国民の議会に対する理解や関心が低い。第二に、「レンティア国家」としてのUAEは、様々なチャンネルを通じて国民に対して資源分配を行ってきた。そして、国民自身が分配を享受するなかで支配体制を「内面化」したために、大部分の国民にとって体制は挑戦の対象とはなりにくくなった³。第三に、制度的に「市民社会」の形成が制限されており、市民団体も基本的に政府の管理下にあるという問題である [Davidson 2005: 266-285]。また、しばしば「沙漠の民主主義」として取り上げられる伝統的なマジユリスでさえも、部族単位であるため特定の階層や問題を代表する主体になり得ても、広範な意見を集約する窓口にはなりにくい。第四に、首長家そのものが国民から一定の支持や忠誠を集めており、支配の正当性を確保していることである⁴。

³ 国民を公務員としての採用することは、レント分配において大きな役割を担う。松尾は湾岸アラブ諸国の国民について、多くが政府など公的部門に採用されるために自分自身が国家の運営側に位置づけられていることを理解していると指摘した [松尾 2010: 170-171]。また、デイヴィッドソンは近代化してから国民に対する伝統服の着用などドレスコードが厳格化されたために、国民と外国人の外形的な区別が生まれたと指摘する。その上で、その区別こそが国民を支配側にいることを自覚させると説明した [Davidson 2009: 234]。

⁴ アブドゥルハーリク・アブドゥッラーUAE 大学教授は、政府は人々からの信頼を得ているとして、「合意の文化、部族の文化、首長家に対する深い尊敬がある」と指摘している。また、不満が起こらない背景

したがって、支配体制と国民の関係は、変化の少ない様子として静態的に描かれるのである。それにもかかわらず、なぜ2011年に突然国民から支配体制へ政治改革を求める請願がおこったのであろうか。

3. 政治改革運動と建白書

本節では、2011年にUAEでおこった政治改革運動について、活動家の逮捕・裁判を中心に全体像を素描する。なお、現時点においては資料上の制約が多分にあるため、以下の議論は、新聞報道と筆者による政治改革運動関係者への聞き取り調査(2012年1月UAEにて実施)をもとに行う。

2011年3月3日、ハリーフア大統領と最高評議会メンバー(首長)宛に、政治改革を求める建白書が提出された。そして、同9日にインターネット上で建白書が公開された。その直後、UAE国外のメディアが一斉にこの出来事を報じた[UPI 9 Mar., 2011; Los Angeles Times 10 Mar., 2011; al-Jazeera English 10 Mar., 2011]。建白書の内容は、FNCの全議席を対象にした普通選挙の実施と立法権の付与を求める、包括的な政治改革を請願したものであった⁵。そして、133人のUAE国民がこれに署名した。FNCの改革要求や立法権の問題については、これまでもさまざまな形で国民から上がっている。そのため、必ずしも目新しい内容ではなかったと言える。国内メディアはこの出来事についてほとんど報道せず、4月になるまで表面的な動きは確認することができない。4月6日には、さらにUAE弁護士協会と3つのNGOが政府に対して政治改革を求める建白書を発表した⁶。

しかし、4月に入ると突然、政治活動に関与していた「活動家」たちが相次いで国家治安機構(State Security / Jahāz Amn al-Dawla)によって逮捕されるなど、事態が急展開した。当初、ハリーフア大統領は建白書の動きについて「黙認」しようとしていたが、マンスール副首相兼大統領府相とムハンマド・アブダビ皇太子兼連邦軍副最高司令官がこれに反対し、取り締まりに動いたとされている。4月8日、有名プロガーで人権活動家のアフマド・マンスールと、インターネット上で言論活動を行っていたファハド・サーリム・ダルク、アフマド・アブドゥルハーリクの3人が拘束された。4月10日、さらにソルボンヌ大学ア

を「豊かな社会的自由が、政治的自由に対する要求を相殺している」と説明している[MEED 27 May- 2 Jun., 2011: 32]。

⁵ “Imārātiyūn Yarfaʿūn Risāla li-Hukām al-Imārāt Tuṭālib bi-Islāḥ kullī li-l-Niẓām al-Brāmānī”
<<http://www.ipetitions.com/petition/uaepetition71/>> (2011年11月9日参照)。

⁶ “UAE: Government Dissolves Rights Group’s Board”
<<http://www.hrw.org/news/2011/04/22/uae-government-dissolves-rights-group-s-board>> (2012年2月28日参照)

ブダビ校のナーセル・ビン・ガイス教授とファハド・サーリム・アッ=シェッヒーも治安当局によって拘束された。この逮捕劇については、国外メディアは一斉に報じたが、やはり UAE 国内ではほとんど報じられなかった。アフマド・マンスールが委員を務めていた国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) は、直ちに UAE 政府に対して抗議し、マンスールの解放を訴えた。

アブドゥッラー・アール・ナヒヤーン外相は4月20日、政府として初めて事件について言及した。そして、4月25日にサーリム・クバイシー法務長官が UAE 国民4人と無国籍者 (ビドゥーン) 1人を逮捕したことを公表した。逮捕されたのは、アフマド・マンスール・アリー・アブドゥッラー・アブド・シェヒー、ナーセル・アフマド・ハルファーン・ビン・ガイス、ファハド・サーリム・ムハンマド・サーリム・ダルク、ハサン・アリー・アール・ハミース (以上 UAE 国民)、アフマド・アブドゥルハーリク・アフマド (国籍を証明する書類を持たない人物 [ビドゥーン]) の5人である。そして、逮捕容疑は「犯罪の扇動、法律違反、国家治安を危険にさらす活動準備、公的秩序の弱体化、体制への反対、大統領・副大統領・アブダビ皇太子の侮辱」であった [WAM 25 Apr., 2011]

活動家の逮捕と同時に、当局による国内社会に対する締め付けも強められた。マルヤム・ルーミー社会相は、4月21日に UAE 弁護士協会の理事会解散命令を出した。弁護士協会の理事会は、メンバーの選挙によって選ばれていたもので、理事会は政府の任命制となった。解散命令は、結社やそのメンバーが「政治や国家の治安、支配体制」に介入することを禁じた結社に関する UAE 2008 年法に基づく措置であった⁷。続いて、5月2日には教員組合の理事会が解散命令を受け、同様に理事会は政府の任命制となった⁸。また、相当数の部族が4月下旬ごろから、地元紙に部族会議の招集を呼びかける広告を出した。5月上旬から各地で部族会議が行われ、大統領や首長らに対する忠誠を誓った。そして、5月中旬から同じく地元紙に「忠誠広告」が掲載されたのである。一連の動向から、体制側から地元部族社会に対して、相当の圧力がかけられたと考えることができる。

検察は6月1日、5人を起訴した。「国家治安に関する問題」を扱うために、連邦最高裁判所で一審制の裁判として審理が始まった。つまり、建白書そのものは極めて包括的な内容ながらも、体制側はこれを「首長家・体制への挑戦」と認定したのであった。裁判は、

⁷ “UAE: Government Dissolves Rights Group’s Board”

<<http://www.hrw.org/news/2011/04/22/uae-government-dissolves-rights-group-s-board>> (2012年2月28日参照)

⁸ “UAE: Civil Society Crackdown Widens”

<<http://www.hrw.org/news/2011/05/03/uae-civil-society-crackdown-widens>> (2012年2月28日参照)

第4回審理まで非公開で行われた。裁判期間中、裁判所の外では体制支持派による5被告に対する抗議集会が行われたり、またメディアによるネガティブ・キャンペーンが展開されたりした。さらに、何者かによって被告家族に対する誹謗中傷が行われた。裁判中、被告人たちは一貫して無罪を主張した。一方で、国内の弁護士が建白書騒動で「精神的な苦痛を受けた」として、5人の被告に対して慰謝料の訴えを起こした。裁判は10月の第5回審理から公開されるようになった。ところが、被告たちは公平な裁判と即時釈放を求めて裁判をボイコットした。また、HRWなどを通じて政府に対する抗議声明を発表した。11月13日からは、ハンガーストライキに突入し、政府に対する抗議を続けた。

裁判が進むなかで、被告の罪状は建白書そのものではなく、インターネット掲示板での言論活動であることが明らかになっていった[*al-Bayān* 19 Jul., 2011]。実際、5人のなかで建白書への署名が確認できるのは、アフマド・マンスールだけであった。しかし、5人は「UAE ヒワール」と呼ばれる掲示板の運営や議論に関係していた。この掲示板は2010年に、FNC選挙のボイコットを呼びかけたとして、UAE国内からのアクセスが禁止されていた。この掲示板での活動が、国家治安を危険にさらす行為や体制への批判の容疑として裁判の焦点となったのであった[*al-Bayān* 9 Oct., 2011]。建白書そのものは、活動家5人の逮捕・裁判に至る全体の引き金になったと言える。

そして、11月27日に連邦最高裁判所において判決が言い渡された。アフマド・マンスールに禁固3年、残りの4人に対して禁固2年の実刑が下された。ところが、翌28日にハリファ大統領がこの5人に対して「UAE建国40周年」を記念した恩赦を与えて、釈放した。この事件は、UAE政府によって一方的な幕引きを図られるかたちで、終わったかのように見えた。

ところが、12月に入るとムスリム同胞団系のイスラーム主義団体「ダアワ・アル=イスラーハ」(以下、イスラーハ)に所属する6人の帰化国民に対して、UAE国籍の剥奪処分がなされた(ただし、イスラーハ側は7人が処分を受けたと主張している)。12月4日付の大統領決定によるもので、「国家の治安や安全を危険にさらす行為に関与」したとして、国籍旅券法に基づいて国籍が剥奪されたのである。このイスラーハのメンバーのうち、3人が建白書に署名していた。そして、それ以降もイスラーハのメンバーに対する取り締まりが続いている。2012年4月には、イスラーハの代表を務めるスルターン・カーイド・アッ=カーシミー博士が逮捕された。カーシミー博士はラアス・アル=ハイマ首長家に属する人物であるため、この逮捕騒動は国内外から驚きをもって受け止められている。

4．政治改革運動をめぐる支配体制と国民の対立：背景分析

これまで見てきたように、2011年の建白書発表を中心とする政治改革運動とUAE政府当局による取り締まりは、UAE政治史上極めて重要な動きであったと評価することができる。なぜなら、国内で政治改革を要求するアクターが登場し、公然と体制側に政治的な要求を訴えたからである。それでは、政治改革運動はどのようなアクターが主体となり、いかなる経緯で建白書の作成へと至ったのであろうか。

建白書を作成したグループは、2009年頃に組織されたと言われている。このグループには、政治改革や社会経済問題に関心を持つ様々な社会階層・職業のUAE国民が参加した。建白書の議論の先頭に立ったのは、シーフ協会⁹の会長を務めるアブドゥッラー・シェッヒーである。ラース・アル=ハイマ首長国を中心に、3ヵ月ごとに定期的な会合が行われ、政治改革について議論した。建白書グループそのものについては、まだ不明な点が多いが、「イスラーム主義者とリベラル派が中心となり、両者が共通の利益のために集まった」と関係者は説明している。

定期的な議論のなかで、次第に建白書の方向性が決まっていった。そして、2010年12月の会合において、翌年3月に建白書を大統領と最高評議会メンバー宛てに提出する計画が決まった。したがって、建白書の提出の時期は「アラブの春」と重なったものの、それは偶然であり、本質的にはUAE政治の文脈で捉えるべきものである。建白書の内容について、当初は政治改革だけではなく経済や社会問題を含む7項目を検討していたが、政治要求にのみ絞り込んだ。また、メンバーのうち弁護士など8人を中心に、建白書に法的な問題がないか精査が行われた。建白書に賛同する人々は200人程度いたが、一部は建白書を公表する時期が適当ではないとして、最終的に署名することを見送った。そして、133人が署名した後、3月に大統領と最高評議会宛に建白書を送ったのである。

つぎに、建白書に署名した人々の属性について見ていきたい。建白書には、署名者の名前と職業が記載されているため、それをもとに分析を行った。男女別では、男性が115人、女性は18人が署名した。また、全体の32%にあたる43人が博士号を保持している。図1は職業の内訳である。学者(大学教員など)が30人と最も多く、続いて教育関係者や活動家が続いた。連邦国民評議会の元議員など、政治家を名乗る人物も6人いる。この他、メ

⁹ シーフ部族(単数形:シェッヒー)は、ラース・アル=ハイマやムサンダムなど北部山岳地帯を中心に広がる部族である。独自の言語や文化を持つため、文化遺産の保護を目的とした活動なども活発に行っている。

ディアや作家もあり、全体的にリベラルで高学歴な知識人層を主体としていることが分かる。また、イスラーハに所属する多くのメンバーも建白書の作成会合に参加しており、一部は実際に署名している。イスラーハはUAEにおいて、最も古い宗教団体であり、政府に公認された組織である¹⁰。イスラーハの会長を務めるスルターン・アッ=カーシミー博士は、ラアス・アル=ハイマ首長家に属する人物であり、本人も建白書に署名していることは興味深い。以上の指摘は、いみじくもアブドゥッラーが1980年代に予見していた通りの状況である。すなわち、社会の中間層に位置するリベラルな知識人、イスラーム主義者が、今日になって支配体制に改革を迫るアクターとなったのである[Abdulla 1985: 285-287]

また、署名者の部族名からは、北部首長国（シャルジャ、アジュマーン、ウンム・アル=カイワイン、ラアス・アル=ハイマ、フジャイラ）出身者が多いことが伺える。すなわち、シャームスィー部族からは最も多い9人が署名しており、シェッヒー（5人）、アール・アリー（5人）、ザアービー（3人）、ヌアイミー（3人）と続いている。このことから、建白書が北部の不満の受け皿になっている可能性を指摘することができる。すなわち、豊富な石油資源を有するとアブダビとビジネスや貿易の中心地であるドバイと比べ、北部の5首長国は目立った産業や資源もなく、インフラや社会開発の格差が生じている。また、就職先も限定されているため、若者の失業率も高く、アブダビやドバイまで「出稼ぎ」に行かざるを得ない状況である。北部首長国のこのような社会・経済的不満が、一つの政治改革運動の原動力となっている側面を指摘することは重要であろう。実際、体制側もこの「南北問題」を注視している。2011年2月には、ムハンマド・アブダビ皇太子が北部首長国を視察し、翌3月にハリーフ大統領が北部首長国向けの大型予算の計上を指示した。

以上の背景分析から、政治改革運動の動機を次のように示すことができる。すなわち、リベラルな知識人層やイスラーム主義者が主体となり、広範な政治参加や政治的実権の拡大、言論の自由、そして首長国間の社会・経済格差の解消を求めたのである。一方で、注意すべき点としては、建白書グループの主張は現行の政治に対する異議申し立てではあるものの、首長家の存在について必ずしも否定するものではない。筆者の聞き取り調査では、ある関係者は「我々は皆、首長家の支持者である」と述べている。ところが、体制側はこの動きを、首長家を含む支配体制への挑戦であると判断したのであった。

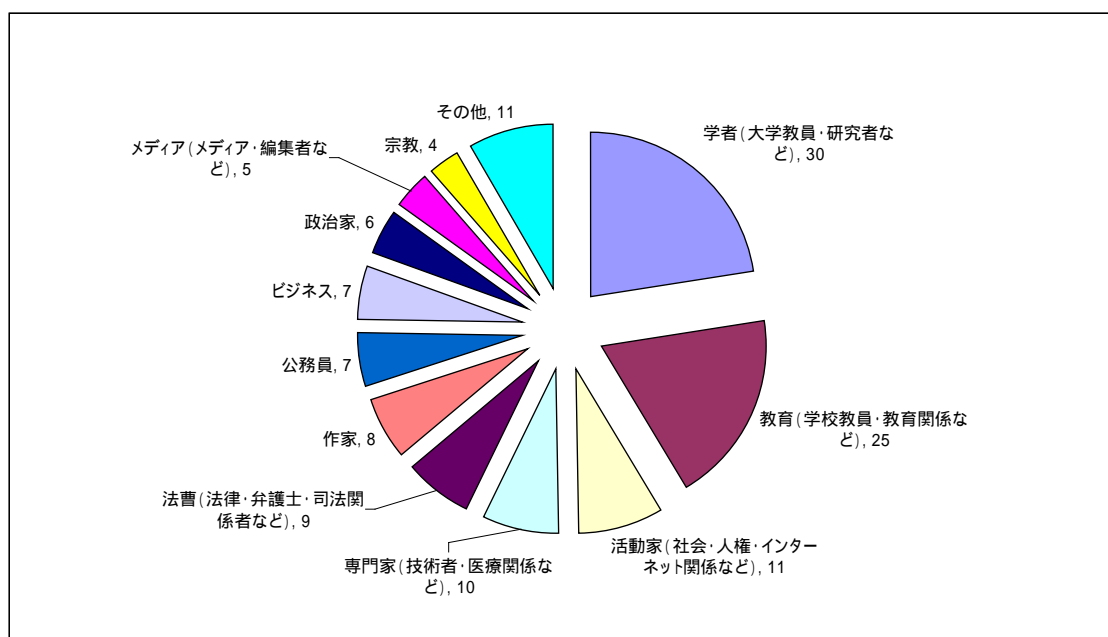
¹⁰ イスラーハそのものは政治団体ではなく、宗教活動やボランティア活動を通じて、公正と正義を達成する社会改革運動であると位置づけられている。また、エジプトのムスリム同胞団の影響を受けているものの、他の湾岸諸国におけるムスリム同胞団と同様に、直接的な支配関係はないという。関係者に対する筆者の聞き取り調査（2012年1月11日於ドバイ）。

それでは、支配体制側は国民の政治改革運動に対して、なぜ過剰とまで言える反応を示し、厳しい取り締まりを行ったのであろうか。現時点での暫定的な分析を示すとすれば、大きく4つの理由がある。

第一に、国内の政治運動を中東政変全体の文脈に位置づけ、体制への具体的な脅威として認定したからである。エジプトやリビアなどの権威主義体制が次々に倒れるなか、GCC諸国でもバハレーンやオマーンで政府治安部隊と民衆の対立が激化していった。既に指摘している通り、建白書自体は中東政変とは切り離して考えるべきであるが、体制側はそうのように判断しなかったと言える。

第二に、イスラーム主義勢力の拡大に警戒しているからである。UAEにおいて、宗教活動はモスクでの説教やボランティア活動を含め、原則的にすべて政府の管理下にある。また、国家による手厚い社会福祉の提供が行われているため、イスラーム主義団体が政府・行政の補完的役割を担う余地もなかった。そのため、他の中東諸国のようにイスラーム主義勢力が政治的・社会的な影響力を持つことはなかったのである。ところが、今回の政治改革運動に多くのイスラームのメンバーが関与していた。さらに、ムバーラク後のエジプト議会選挙(2011年)において、ムスリム同胞団を含むイスラーム主義勢力が大躍進を遂げたことを考えると、イスラームの国籍剥奪事件を含めて、いかに体制側がイスラーム主

図2. 建白書の署名者の職業



出典：筆者作成

義勢力に対して神経質になっているかが分かる。

第三に、議会の立法権をめぐる建白書の要求は、以前から繰り返し主張されてきたとはいえ、支配体制と国民の関係を根本から変えるものである。そのため、この要求については「支配体制への挑戦」と認定された可能性がある。

第四に、体制側は議会やメディア以外の「非公式チャンネル」を通じた動きを認めなかったのである。すなわち、政府や政策に対する批判は、議会やメディアなど公式のチャンネルを通す限りは認められている。また、一般のマジュリスやインターネット掲示板の書き込み、ブログなど、非公式のチャンネルを通じた意見表明も、ある程度までは許容されている。ところが、首長家による支配体制を批判することは、いずれのチャンネルを通じても認められていない(図3)。この際、体制批判と政府・政策批判の境目は、体制側の判断に委ねられるグレーゾーンであり、UAE ヒワールなどの活動は「国家治安の脅威」として判定されたと言えよう。同様の判定基準は、他の GCC 諸国でも見られ、体制批判とは超えてはいけないう一線であると言える [堀抜 2012b: 32]

図3. 体制批判と政府批判におけるチャンネル別の許容範囲

	体制(首長家)批判	政府・政策批判
公式チャンネル (議会・メディア)	×	○
非公式チャンネル (マジュリス・インターネット)	×	

出典：筆者作成

5. おわりに

これまで、UAE は中東諸国のなかでも政治的に安定した国として評価を受けてきた。事実、大きな体制転換の危機も経験せず、豊富な天然資源からの収入をもとに、安定的な経済発展も遂げてきた。

しかしながら、2011年の政治改革運動のように、政治的安定は必ずしも国民が政治的不満を持っていないということを意味するものではない。ただし、現状の政治改革運動は、一部のリベラル知識人層など限定的なものに留まっており、国民全体の支持や理解を得られるものにはなっていない。また、2011年に行われた FNC 選挙の低い投票率(27.8%)を見る限り、全体的な政治参加に向けた課題は大きい。

一方で、体制側としても、このような国民の声をいつまでも無視することは出来ない

認識しており、政治改革の方向性を変えることは出来ない。その際、体制側がつぎに切る改革カードは、恐らく「全国民を対象とした普通選挙の実施」である。しかし、さらに踏み込んだ立法権をめぐる議論に、早晩向き合わなければならなくなるだろう。国民の側も政府に対する交渉戦略を学んでいるため、双方の関係がどのようなかたちで変化するのか、今後も注目していく必要がある。

参考文献

- 大野元裕. 1994. 「湾岸における社会的変遷と民主化の動き UAE における民主化の経験」『国際大学中東研究所紀要』8: 139-156.
- . 1995. 「商家と首長家 アブ・ダビとドバイにおける部族的社会とその変遷」『日本中東学会年報』10: 157-177.
- 堀抜功二. 2008. 「アラブ首長国連邦における連邦体制と政治統合 建国期の政治危機とザイド大統領の対応をめぐって」『現代の中東』45: 1-21.
- . 2009a. 「アラブ首長国連邦における国家変容と『国民』形成 国籍法と結婚基金政策を事例に」『日本中東学会年報』25(1): 83-111.
- . 2009b. 「湾岸アラブ産油国における外国人労働者問題と国内政治の変容 アラブ首長国連邦を事例に」日本比較政治学会(編)『国際移動の比較政治学』(日本比較政治学会年報第11号)ミネルヴァ書房, pp. 69-91.
- . 2011. 「アラブ首長国連邦」松本弘(編)『中東・イスラーム諸国民主化ハンドブック』明石書店, pp. 338-353.
- . 2012a. 「UAE における国民と政治参加 2011年連邦国民評議会選挙の分析を中心に」『UAE』51: 14-17.
- . 2012b. 「湾岸の春? GCC 諸国における政治変動・体制・国民」『中東政治変動の研究 「アラブの春」の現状と課題』財団法人日本国際問題研究所, pp. 25-35.
- 松尾昌樹. 2010. 『湾岸産油国 レンティア国家のゆくえ』講談社.
- Abdulla, Abdulkhaleq. 1985. "Political Dependency: the Case of the United Arab Emirates" Unpublished Ph. D. Thesis, Georgetown University.
- Davidson, Christopher. 2005. *The United Arab Emirates: A Study in Survival*. Boulder and London:

Lynne Rienner.

. 2008. *Dubai: The Vulnerability of Success*. New York: Columbia University Press.

. 2009. “The United Arab Emirates: Economic First, Politics Second”, in Joshua Teitelbaum ed. *Political Liberalization in the Persian Gulf*, London: Hurst & Company, pp.223-248.

Heard-Bey, Frauke. 2004. *From Trucial States to United Arab Emirates: A Society in Transition*. Dubai: Motivate Publishing.

Koch, Christian 2011. “Economic Trumps Politics in the United Arab Emirates”, in Mary Ann Tetreault, Gwenn Okruhlik, and Andrzej Kapiszewski eds, *Political Change in the Arab Gulf States: Stuck in Transition*. Boulder and London: Lynne Rienner., pp. 167-189.

Krane, Jim. 2009. *City of Gold: Dubai and the Dream of Capitalism*. New York: St. Martin’s Press.

Al-Shāhīn, ‘Abd al-Raḥīm ‘Abd al-Laṭīf. 1997. *Nizām al-Ḥukm wa al-Idāra fī al-Imārāt al-‘Arabiya al-Muttaḥida*. Ra’s al-Khaimah: Maṭba‘ Jalfār.

Taryam, Abdullah Omran. 1987. *The Establishment of the United Arab Emirates 1950-85*. London, New York & Sydney: Croom Helm.

新聞・雑誌・メディア

al-Bayān (電子版)

Gulf News (電子版)

Al-Jazeera English (電子版)

Los Angeles Times (電子版)

MEED (Middle East Economic Digest)

UPI (電子版)

WAM (Emirates News Agency, 電子版)

< 参考資料 > UAEにおける政治改革運動の流れ(2009 - 2011年)

日付	出来事
2009年ごろ	アブドゥッラー・シェッヒー氏(シフーフ協会会長)を中心に、政治改革について話し合う会合が定期的開催
2010年	
2月	当局がUAEヒワールのウェブサイトについて、国内からのアクセス禁止措置。連邦国民評議会選挙のボイコットを呼びかけたことを理由とした
6-9月	「UAE 5」の被告人のうちの4人が、その後容疑となる声明をUAEヒワールに発表
12月	政治改革グループが大統領宛に建白書を提出することを決定
2011年	
3月3日	建白書にアフマド・マンスール氏を含む133人がサインし、ハリーフ大統領および最高評議会メンバーに提出
3月9日	建白書がウェブ上に公開される
4月1日	ナーセル・ビン・ガイス博士(ソルボンヌ大学アブダビ校教授)がGCC・UAEにおける「アラブの春」の影響に関する論考をウェブ上で発表
4月6日	4つの市民団体がUAE当局に対して政治改革を求める建白書を提出
4月8日	アフマド・マンスール、ファハド・サーリム・ダルク、アフマド・アブドゥルハークの3面が国家治安機構によって拘束
4月10日	ナーセル・ビン・ガイス氏がドバイで拘束。ファハド・サーリム・シェッヒー氏がアジュマーンで拘束。ドバイ警察のタミーム長官は、金曜日のマンスール氏の拘束の事実を認めた
4月13日	ハサン・アリー・ハミス氏が国家治安機構によって拘束。ドバイ警察は、マンスール氏の弁護士に対して、自宅からウィスキーボトルが押収されたと説明
4月16日	ガルフ討論フォーラムが、15日にアブドゥッラー・シェッヒー氏が治安当局に拘束されたと発表
4月20日	政府関係者として、アブドゥッラー外相が初めて事件について言及。拘束を法律に基づいた措置と説明
4月21日	当局が選任された弁護士協会理事会を解散し、政府による指名とする
4月25日	サーリム・クバイシー法務長官が、拘束された容疑者氏名と容疑を説明
4月下旬	地元紙に部族集会開催の広告が掲載
5月上旬	各地で部族集会が開催。大統領・首長への忠誠を誓う
5月2日	当局が選任に基づく教員組合理事会を解散し、理事を政府による指名とした。国内の弁護士約200人がハリーフ大統領と各首長に忠誠を誓う声明を発表
5月中旬	地元紙に大統領・首長への「忠誠広告」が掲載
5月29日	アブダビで弁護士集会。大統領や首長、皇太子に対する忠誠を誓った
6月1日	刑法176条にもとづき、5人が政府関係者を「公然侮辱」の容疑で起訴。アフマド・マンスール氏はさらに「法律違反の誘発」「デモの呼びかけ」「連邦国民評議会選挙のボイコットの呼びかけ」の容疑で追起訴
6月13日	連邦最高裁判所のアブドゥルワッハブ裁判長が、14日から非公開審理を開始すると発表
6月14日	第一回裁判(非公開)。被告は無罪を主張。裁判所の外で体制支持派の集会在開催
7月18日	第二回裁判(非公開)。弁護士8人が活動家を「精神的苦痛」を理由に告訴。裁判所との外で体制支持派の集会在開催。国際人権団体はUAE政府に対して裁判の即時停止を要求
7月25日	第三回裁判(非公開)。裁判所の外で体制支持派の集会在開催
8月31日	UAE 5のうち4人が、ワスバ監獄から声明を発表。被告人としての不正な扱いや公平な法的手続きを受けていないと主張
9月22日	国際人権団体は連邦国民評議会選挙を実施する前に活動家を釈放するよう声明を発表
9月26日	第四回裁判(非公開)。被告は裁判の公開を訴えたが、裁判所はこれを退けたため4人は退廷。裁判所の外で体制支持派の集会在開催
10月1日	ナーセル・ビン・ガイス氏からの声明
10月2日	第五回裁判。今回から公聴可能になる。しかし、被告は公正な扱いがなされていないとして、公判をボイコット
10月9日	第六回裁判。また、5人は釈放を求める声明を発表
10月23日	第七回裁判。被告は欠席
11月13日	被告たちが抗議のハンガーストライキを開始
11月27日	判決。アフマド・マンスール氏に禁固3年、残りの4被告に禁固2年の判決。UAEヒワールの削除を決定
11月28日	ハリーフ大統領が建国記念日を祝って、5人に恩赦を与えて釈放
12月4日	ハリーフ大統領は大統領令により、6人の帰化国民の国籍を剥奪。国家の治安・安全に脅威を与えたとの理由。6人はイスラーハのメンバー
12月6日	ムハンマド首相がCNNのインタビューで事件について言及

出典：各種報道、筆者聞き取り調査、“Free the UAE 5 Campaign” Case Timeline and History をもとに筆者作成